

(別添2)

越百のしずく発電所電力受給及びPPA2者契約書(案)

長野県公営企業管理者 吉沢 正(以下「売渡人」という。)と〇〇(以下「小売電気事業者」という。)とは、令和7年(2025年)7月1日から令和10年(2028年)6月30日までの間における、売渡人の越百のしずく発電所(以下「発電所」という。)の発生電力の受給及び〇〇(以下「需要家」という。)の指定する施設(以下「指定施設」という。)に対するPPAによる電力供給について、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(電力の受給)

- 第1条 売渡人は、発電所の発生電力から発電所内で使用する電力(以下「所内用電力」という。)(発電所が送電停止中に必要とする所内用電力を除く)を除いた電力をすべて小売電気事業者に供給し、小売電気事業者はこれを受電する。
- 2 小売電気事業者は、受電した電力を、全量指定施設に対してPPAによる電力供給を行う。
- 3 第1項及び第2項について、詳細は別紙「越百のしずく発電所電力受給及びPPA仕様書」によるものとする。

(電力受給に関する協力)

- 第2条 売渡人及び小売電気事業者は、本契約の規定に基づき電力の供給又は受給を行うに当たり、法令、電力広域的運営推進機関の定める送配電等業務指針、中部電力パワーグリッド株式会社(以下「中電PG」という。)の定める託送供給等約款及び関連する諸規定を遵守し、信義誠実の原則に従い本契約を履行するものとする。
- 2 売渡人は、本契約の履行に当たり、託送供給等約款における発電者に関する規定を遵守する。
- 3 小売電気事業者は、本契約の履行に当たり、託送供給等約款における発電契約者に関する規定を遵守する。
- 4 売渡人及び小売電気事業者は、本契約に定める自らの義務履行のために必要な情報の提供を相手方に求めることができるものとし、相手方は、正当な理由がない限り、これに応ずるものとする。

(契約最大電力及び契約受給電力量)

第3条 売渡人が小売電気事業者に供給する電力の契約最大電力及び契約受給電力量は、次のとおりとし、発電所の月別契約受給電力量は、別表1に記載のとおりとする。

契約最大電力	1,500 キロワット
--------	-------------

契約受給 電力量	16,488,000 キロワット時
-------------	-------------------

(受給地点)

第4条 電力の受給は、発電所においてこれを行う。

(供給電力に係る計画の通知)

第5条 売渡人は、電力の供給に先だち、小売電気事業者が希望する年間、月間、週間及び翌日の供給電力に係る各種計画を小売電気事業者が指定する方法により小売電気事業者へ通知する。なお、本契約において、翌日供給計画で売渡人から小売電気事業者へ通知される30分ごとの供給電力量を通告電力量という。

2 売渡人は、翌日の供給電力に係る計画の通知以降において、次の事由等により発電を停止又は制限し、また、発電パターンを変更できるものとする。なお、売渡人は、可能な範囲において、発電停止時間の縮小や事前の通知に努めるとともに、発電停止及び制限が1週間以上に渡ると見込まれるときは、速やかに小売電気事業者へ通知するものとする。

- (1) 当該発電所の施設、設備の故障
- (2) 災害等が発生又は発生するおそれがある場合
- (3) 取水する河川の流量変動
- (4) 発電所又は取水口下流河川の公衆保安確保に関する要請
- (5) 送配電事業者からの要請
- (6) 送配電事業者が管理する送電線又は配電線の故障

3 通知の内容、通知の期限及び計画変更時の対応については、別途売渡人と小売電気事業者で締結する「越百のしずく発電所電力受給及びPPA2者契約に関する運用申合書」の規定に基づき対応するものとする。

(供給時間)

第6条 売渡人は、毎日24時間電力供給を行うものとする。ただし、電気工作物の点検及び手入れを必要とする場合は、あらかじめ売渡人及び小売電気事業者が協議のうえ、電力の全部又は一部の供給を停止することができる。

(受給電力の計量及び算定)

第7条 毎月の受給電力量は、中電PGが発電所に施設した売渡人から小売電気事業者への取引用電力量計（以下「計量器」という。）により計量するものとする。

- 2 計量器の検針時点は毎月末日の24時とし、小売電気事業者は中電PGから受領した検針結果を売渡人へ通知するものとする。
- 3 売渡人は、計量装置に故障が生じたときは直ちに小売電気事業者へこれを通知するものとする。

のとし、計量器の故障、取替えまたは試験等によって計量できない場合は、売渡人及び小売電気事業者が妥当と認める方法により、受給電力量の協定を行うものとする。

(計量器)

第8条 計量器の取替えは、中電P Gが託送供給等約款に基づき順次進めることとし、取替え後の計量器の所有者は中電P Gとする。

- 2 計量器の設置及び利用並びに保守管理等に要する費用（以下「計量器関連費用」という。）について、託送供給等約款の規定に基づき中電P Gから小売電気事業者が請求を受けた場合は、小売電気事業者は中電P Gより請求を受けた金額に相当する金額を、工事を伴うものについては工事着手前までに、工事を伴わないものについては小売電気事業者が別に定める支払期限までに、売渡人は小売電気事業者に支払うものとする。
- 3 計量器と、小売電気事業者から売渡人へ供給する電力の計量に必要な装置を共用する場合で、当該設備の共用部分に関し計量器関連費用が発生するときは、前項の定めにかかわらず、その費用の全額を売渡人と中電P Gの双方が折半して負担するものとする。ただし、売渡人の希望による当該共用設備の取付位置変更又は発電設備の増減設等の事情によりその費用が発生する場合の負担方法は、前項に準じて取り扱うものとする。

(記録の通報及び保持)

第9条 売渡人及び小売電気事業者は、電力受給上必要な時間毎の記録を相手方に通知するとともに、所定の様式の電力受給日誌を備えて電力受給に関する事項を明確に記録する。

(非化石証書)

- 第10条 発電所から発生した電力の非化石価値は、全量、小売電気事業者に帰属するものとする。
- 2 売渡人は、毎月の発生電力量に対して、国が業務委託する認証機関から別途指定された日までに非F I T非化石電力量認定申請を実施し、認証機関から非化石認定を受けるものとする。
 - 3 小売電気事業者は、前項に定める非化石認定を確認した後、電力量を証明する通知書（任意様式）を売渡人へ通知するものとし、一般社団法人日本卸電力取引所の指定する送付先に、非化石価値売買申請書をそれぞれ送付するものとする。
 - 4 小売電気事業者は、前項の非化石価値について、第1条第2項に定める電力とともに需要家に供給することとする。

(料金及びその支払)

第11条 小売電気事業者は、本契約による料金を売渡人に支払うものとする。また、小

売電気事業者が売渡人に支払う各月の料金は、第7条の規定により算定された月間の受給電力量に1キロワット時につき〇円〇銭を乗じて得た金額に、第14条の規定で定める消費税等相当額を加算したものとする。

- 2 売渡人は、前項により算定した各月の料金を次に定める通知期日までに小売電気事業者に書面をもって通知し、小売電気事業者は、次に定める支払期日までにこれを売渡人に支払う。ただし、小売電気事業者が通知期日以降に通知書を受領した場合は、小売電気事業者は、通知書受領日の翌日から起算して10日を経過する日までにこれを売渡人に支払う。

【通知期日及び支払期日については別途協議】

- 3 小売電気事業者は、小売電気事業者が第1項に定める料金を前項に定める支払期日までに支払わない場合は、支払期日の翌日から起算して支払の行われた日までの日数に応じ年2.5%の割合を乗じて得た額の延滞金を売渡人に支払う。
- 4 第7条の規定により算定された月間の受給電力量が前月及び前々月と比べて大幅に少ない等、売渡人に疑義等が発生した場合、売渡人は自らの費用と責任で中電PGにデータの欠落等の有無について確認するものとし、小売電気事業者はデータの正確性について確認義務を負わない。
- 5 小売電気事業者は、小売電気事業者の過失なく、売渡人が中電PGに対する電力の供給をできない場合（出力抑制や送電網の容量超過による送電不能事態を含む）、料金等の支払義務を負わないものとする。

（FIPプレミアムの取扱い）

第12条 発電所のFIP制度適用に関して支払われる供給促進交付金（プレミアム）については、すべて売渡人に属するものとする。

（単位及び端数処理）

第13条 第11条の規定で定める1キロワット時あたりの単価の単位は1銭とする。

- 2 第11条の規定で定める料金は、10銭位を四捨五入し円単位とする。
- 3 電力量の単位は、1キロワット時とし小数第1位を四捨五入する。
- 4 第14条の規定で定める消費税等相当額は、円未満切捨てとする。

（消費税等相当額）

第14条 本契約における消費税等相当額とは、消費税法の規定に基づき課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

(契約の有効期間)

第 15 条 本契約の有効期間は、令和 7 年（2025 年）7 月 1 日から令和 10 年（2025 年）6 月 30 日までとする。

(債権債務)

第 16 条 本契約期間中の料金その他の債権債務は、本契約の終了によって消滅しないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第 17 条 売渡人及び小売電気事業者は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当し、または反社会的勢力と次の各号のいずれかに定める関係を有することが判明した場合には、ただちにこの契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
- (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 売渡人及び小売電気事業者は、相手方が自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに定める行為をした場合には、ただちにこの契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 売渡人及び小売電気事業者は、自己が将来にわたり前二項の規定に該当しないことを表明・確約する。

4 売渡人及び小売電気事業者は、相手方が第 1 項または第 2 項の規定に該当すると疑われる合理的な事情がある場合には、その該当の有無につき、相手方に対して調査を行うことができ、相手方はこれに協力し、調査に必要な資料を提供しなければならない。また、売渡人及び小売電気事業者は、自らが第 1 項又は第 2 項の規定に該当し又はそのお

それがあつことが判明した場合には、相手方に対し、ただちにその旨を通知するものとする

- 5 売渡人及び小売電気事業者は、相手方が前項の規定に違反した場合は、ただちにこの契約を解除することができる。
- 6 売渡人及び小売電気事業者は、自己が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があつた時点で、すみやかに不当介入の事実を相手方に報告し、相手方の捜査機関への通報に必要な協力をを行うものとする。
- 7 売渡人及び小売電気事業者が前項の規定に違反した場合には、相手方は、ただちにこの契約を解除することができる。
- 8 売渡人及び小売電気事業者が前各項の規定によりこの契約を解除した場合、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することができず、また解除により解除した当事者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(守秘義務)

第18条 売渡人及び小売電気事業者は、次の各号に該当する情報を除き、本契約の内容その他本契約に関する一切の事項及び本契約に関連して知り得た相手方に関する情報について、相手方の事前の書面による同意なくして、第三者に開示してはならない。但し、(a)適用法令に基づく開示要求に従つてこれを開示する場合、(b)売渡人が、売渡人の弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー、取引先金融機関等、及びその役員、従業員等に対して開示をする場合、並びに(c)小売電気事業者が、小売電気事業者の弁護士、公認会計士、税理士等、又は小売電気事業者から委託を受けて本契約にかかる業務を実施する者(委託先の役員及び従業員並びに再委託先等を含む。)(d)接続請求電気事業者に対して開示する場合は、この限りではない。但し、(b)又は(c)に基づく開示については、開示先が適用法令に基づき守秘義務を負う者である場合を除き、開示先に対し本条と同様の守秘義務を課すことを条件とする。

- (1)相手方から開示を受けた際、すでに自ら有していた情報又はすでに公知となつていた情報
- (2)相手方から開示を受けた後に、自らの責めによらず公知になつた情報
- (3)秘密保持の義務を負わない第三者から秘密保持の義務を負わずして入手した情報

2 本条に基づく売渡人及び小売電気事業者の義務は、本契約の終了後も相手方の書面による事前の承諾がない限り、存続するものとする。

(守秘義務からの除外情報)

第19条 前条の規定にかかわらず、売渡人は、小売電気事業者が、本取引において売渡人を選定し紐づけられた需要家に対し、売渡人の発電所の名前、エネルギー源、発電場

所、発電容量、設備の稼働開始時期及び発電期間、当該発電所からの供給電力量及び供給時間（以下「除外情報」という。）を開示することを承諾する。

- 2 売渡人は、紐づけられた需要家が、前項に基づき開示を受けた除外情報を、かかる需要家の広告・宣伝のために、第三者に開示することを承諾する。

（準拠法、裁判管轄）

第 20 条 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

- 2 売渡人及び小売電気事業者は、本契約に関する一切の紛争について、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（その他）

第 21 条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し当事者間に疑義が発生した場合には、売渡人及び小売電気事業者は誠実に協議するものとする。

上記契約締結の証として本書一通を作成し、売渡人及び小売電気事業者それぞれ記名押印のうえ、各その1通を保有する。

年 月 日

長野県長野市大字南長野字幅下 692 番地 2
売渡人 長野県公営企業管理者 吉沢 正 印

小売電気事業者